

# 令和3年度 社会福祉法人富士旭出学園

## 事業計画

富士旭出学園は来春、創立50周年を迎えます。地域から広く信頼される法人として、私たち法人が何を必要とされ、何をすべきか、新しい視点で考え抜く1年だと考えております。

新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式を維持しながら、利用者の生活に安心と安全を提供し続けることはもとより、職員を守り抜くことも重要です。

今すべきこと、できることを整理しながら、施設の対応力を磨くことが法人としての役割であると認識し、この対応力を今後の未来へ見据えた力として蓄えていく必要があります。

令和3年度は、5つの課題を重点課題と設定し、これからの事業展開を視野に進めていきたいと考えております。

### <理念>

1. 主体性の確立
2. 統合と共生
3. 地域に根差したハビリテーション

### <基本方針>

1. 健全な社会福祉法人としての発展を目指す
2. 利用者・職員各人の幸せの追求を視野に、QOLの向上を目指す
3. 全職員が相互に気付き合い、学び合い、育ちあえる職場を目指す

### <重点課題>

1. 感染症対策に向けた取組み
  - (1) 継続的な感染予防と事業継続計画の策定
  - (2) クラスター発生を想定した支援体制の構築
  - (3) 利用者・職員の精神的な負担感の軽減に向けた対策
    - ① サービスの質を低下させない施設環境の整備
    - ② 開催場所や参加対象者を工夫した施設行事の継続
  - (4) ICT活用の推進
    - ① インカム導入による安全の確保

② WEB環境のさらなる整備を推進

2. 社会福祉充実計画の変更と取組み

(1) 法人本部事務所の改築時期の変更

社会福祉充実計画では法人本部事務所は令和4年度に併設されている富士清心園改築工事と同時期に改築工事を行う予定だったが、別棟として建築することで富士清心園の感染症対策を基本とした建物の建築が可能となるため、令和3年度に前倒して法人本部事務所の改築を進める

(2) 令和4年度富士清心園改築計画に向けた取組み

静岡県が示している整備スケジュールに則り準備を進める

3. 次世代を担う人材の育成と確保

(1) キャリアパス制度導入により個人とチーム力の向上を目指す

(2) 参考評価基準を示し、職員像の明確化を図り意識と行動の変化を促す

(3) 処遇改善加算I取得により賃金の安定を図る

(4) 社会保険労務士の指導により法令を遵守した働き方

(5) 適正な職員の年齢構成の構築

4. 地域から信頼される公益的な取組みと情報発信

(1) 富士旭出学園の魅力発信に向けてホームページの活用推進

(2) 苦情・相談の改善策や対応状況の公表による透明性の確保

(3) 地域住民との交流

⇒新しい生活様式を取入れた富士旭出ふれあい祭開催の検討

(4) 新しい生活様式のもと、実習生、ボランティア、見学者等の受入れ

5. 富士旭出学園創立50周年記念事業への取組み

(1) 法人本部事務所の建築

(2) 創立50周年記念動画の作成

(3) 創立50周年記念誌の作成

<法人運営>

	法人運営	法人行事
4月	辞令交付式	法人内新任職員研修 旭出グループ新任職員研修
5月	決算監査	創立49周年記念式典
6月	決算理事会（役員等改選） 評議員選任・解任委員会 定時評議員会 理事会（理事長の選定）	職員定期健診（人間ドック）
7月	令和3年度富士旭出便り発行	子ども参観日

8月	法人本部事務所改築工事入札 富士宮市内小中学校教員社会奉仕体験受入れ	職員定期健診（バス健診） ストレスチェック実施
9月	保護観察対象者地域社会貢献活動受入れ	防災訓練 思いっきり交流会
10月	補正予算ヒアリング	富士旭出ふれあい祭
11月	定期監査 理事会	福祉総合防災訓練 特定業務従事者健診
12月	職員自己評価	
1月	職員一次評価	
2月	固定資産会議 次年度予算ヒアリング 職員二次評価	旭出グループ中堅職員研修
3月	職員面談 予算理事会 法人本部事務所竣工	

### <各種委員会・会議>

#### (1) 法人内合同委員会・合同会議

名 称	開 催 日	構 成 員
園長会	月1回他随時	理事長・施設長・事務長
運営協議会	月1回	理事長・施設長・事務長・課長
苦情解決委員会	年4回	苦情解決責任者・苦情受付担当者
苦情解決第三者委員会	年2回	第三者委員・苦情解決責任者・苦情受付担当者
虐待防止委員会	年4回他随時	外部委員・虐待防止対応責任者・虐待防止受付担当者
衛生委員会	毎月第4月曜日	産業医・衛生管理者・衛生委員
リスクマネジメント委員会	年3回他随時	運営協議会・主査・各部主任他
感染症対策委員会	随時	運営協議会・衛生管理者・看護師・栄養士
創立記念祭実行委員会	4～5月随時	各部主任を中心に委員会を構成
子ども参観日実行委員会	4～7月随時	各部担当者で委員会を構成
富士旭出ふれあい祭実行委員会	4～10月随時	各部主任を中心に委員会を構成
富士旭出学園創立50周年記念誌編集委員会	随時	各部担当者で委員会を構成
富士旭出便り編集委員会	4～7月随時	各部署より委員会を構成
予算会議	年2回	統括会計責任者・会計責任者・出納職員
固定資産会議	年1回	統括会計責任者・会計責任者・固定資産管理責任者・出納職員
給食部全体会議	年2回	担当施設長・給食部職員・支援部主任他

(2) 施設の取組み

施設名	内容
富士厚生園	運営会議・支援部会議・個別支援会議・給食会議・医務会議 リスクマネジメント委員会・処遇検討委員会
富士清心園	運営会議・支援部会議・個別支援会議・給食会議・医務会議 人権擁護検討委員会・処遇検討委員会
富士明成園	リーダー会議・支援スタッフ会議・援助活動検討会議・グループ会議・給食会議・生活環境向上委員会・職員資質向上委員会 援助技術向上委員会
サポートセンターあさひで	支援会議（処遇検討・工賃見直し・苦情、リスクマネジメント 関係）・ケース会議
サニーヒル	世話人研修会

<職員研修>

名称	開催日	構成員他
新任職員研修	年1回	新年度新規採用職員及び前年度中途職員
先輩職員との座談会	年1回	新年度新規採用職員及び実務5年程度の職員
接遇研修	年1回	初級職員
旭出グループ新任職員研修	年1回	実務経験1年経過した職員 旭出学園（特別支援学校）にて実施
旭出グループ中堅職員研修	年1回	実務経験3年以上経過した職員より選出
全体職員会議	年2回	全職員対象 法人理念・基本方針等
防災講座	9月 11月	当日防災訓練参加職員対象（AED・映像講習 他）
リスクマネジメント研修	年2回	内1回は外部講師の派遣を依頼
安全運転講習	年1回	全職員を対象に映像講習等を実施
介護研修	年2回	介護技術研修 各施設にて実施
感染症予防研修	随時	各施設にて実施
富士山まちづくり出前講座	年1回	富士宮市健康増進課 各施設にて検討実施
外部研修への参加 静岡県主催の研修、静岡県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会、静岡県知的障害者福祉協会、全国知的障害者福祉協会、全国社会福祉経営者協議会、中央労働災害防止協会等の研修会へ積極的に参加 ※各研修ともリモートでの参加となる見込み		

<職員体制>

令和3年4月1日現在 兼務は（ ）

	法人 事務部	富士 厚生園	富士 清心園	富士 明成園	サポートセンター あさひで	サニー ヒル	ふじあ さひで	合 計
管理者 事務長	1	1	1	1	(1)	(1)	(1)	4 (3)
サビ管 課 長	1	1	1	1	1	(1)		5 (1)
事務員	7							7
支援員		30	19	28	4	1		82
看護師		1	1	2				4
栄養士		2	1	1				4
調理員		5		4				9
相談員 世話人						5	(3)	5 (3)
合計	9	40	23	37	5 (1)	6 (2)	(4)	120 (7)

## <第一種社会福祉事業>

### 障害者支援施設 富士厚生園

#### <基本方針>

1. 法人の理念に準じた支援を提供します
2. 利用者が主体であり、利用者とその家族の想いを受け止めたサービス提供に努めます
3. 地域にある福祉資源の一つとして関係機関と連携を図り対応していきます

#### <重点目標>

1. 利用者定員を意識した経営に努める
  - (1) 入所利用者定員 40名 現員 39名
  - (2) 通所利用者定員 20名 現員 12名
    - ※ 令和2年度、新規入所利用契約者3名が入所利用となるが、現在1名欠員状態（利用者の高齢化に伴い、医療対象者が多くなり、積極的な治療・手術等が困難なケースもある）
2. 職員の確保
  - (1) 生活支援員 利用者2名に対し職員1名以上を配置
  - (2) 看護師 看護師2名配置を目指す
    - ※ 生活支援員の職員配置は、利用者の高齢化と医療対象者が増加傾向にあることから利用者1.7名に対し職員1名以上の配置を計画したい
3. 施設整備
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、通所エリアに職員待機場所を確保する
  - (2) 女性入所者エリア（1F）、男性入所者エリア（2F）、通所エリアと管理棟の4エリアに区分けし、それぞれの利用者が生活空間を共有しないで生活する事を中心に検討する
4. 働きやすい環境づくりに取り組む
  - (1) 年間休日数 115日
  - (2) 年次有給休暇取得率 50%を目指し、リフレッシュ休暇取得の奨励
  - (3) 施設内外の清掃及び環境美化に努める
  - (4) 健康宣言「笑顔であいさつ 1日1運動」の継続
  - (5) ホームページを活用した情報公開

<利用者支援>

利用者の状況（高齢化・重度化）を踏まえ、個別活動を重視し、利用者支援を以下の3つにグループ分けし支援する

(1) 通所グループ

通所利用者は年齢・障害程度の幅が広く、そのニーズが多様化しており、重責てんかん発作を持つ方々がいることから職員配置に配慮している

(2) ゆったりグループ

比較的年齢の高い方、重度障害の方を対象に生活リズムの確立を図り、適度な運動と個別活動を取入れ、身体能力の維持と生きがいを追求する

(3) アクティブグループ

運動が好きな方、必要（可能な方）とする方々を対象とし、運動や個別活動を取入れ、身体的・精神的にも健康で充実した生活を送れるよう支援し、QOLを高めるよう支援する

(4) 文化活動

① 音楽活動

不定期ではあるが、ボランティアの方々が毎月訪問して行うピアノ演奏に合わせ合唱を行う

② 陶芸活動

富士明成園で行っている陶芸教室（講師は陶芸家）に希望利用者が参加

(5) 行事等

基本的年間計画（新型コロナウイルス感染症の状況で可・不可を判断）

月	行事等	対外行事	その他
4月	花見弁当		毎月実施
5月	創立記念祭	天理教環境整備	誕生会
6月	日帰り旅行（～7月）		避難訓練
7月	生活習慣病健診（隔年実施）		
8月	納涼祭	九州人会環境整備	隔月実施
9月	思いっきり交流会		散髪
10月	富士旭出ふれあい祭		
11月	インフルエンザ予防接種		適宜
12月	クリスマス会	愛護ギャラリー	買物外出等
1月		福祉作品展	
2月	節分祭		
3月	納会		

※ 9月1日 静岡県及び富士宮市が企画する総合防災訓練に準じて実施

※ 11月1日 福祉施設（入所）防災の日 地震想定の実施

- (6) 個別支援計画に沿ったサービス提供の実践
- ① 利用者を中心とした個別支援計画の作成
  - ② 利用者及びその家族への説明と同意（書面の交付を確実に行う）
    - ・ 個別面談 前期：4・5月 後期：10・11月
  - ③ 利用者個々の食事形態と投薬内容の把握（支援員の意識改革）
    - ・ 現状に即したアセスメントシート
    - ・ 利用者の通院状況と投薬内容の把握
- (7) 利用者の健康管理とその予防
- ① 個別支援計画に沿ったバイタルチェックの実施
  - ② 少しの異常でも早期通院を実施
  - ③ 生活習慣病健診の実施（来年度実施）
  - ④ 感染症対策
    - ・ 年間を通じ手洗い、うがいを実施
    - ・ 居室等、食事時には換気を徹底する
    - ・ 感染症対策物品（マスク・消毒液等）の在庫管理の徹底
    - ・ 1～3月はインフルエンザ等感染症流行期であるため、外出、外泊を控えさせていただく

#### <職員の姿勢>

1. 職員の健康管理と安全対策意識の高揚（危機管理意識の高揚）
- (1) ほうれんそう（報告・連絡・相談）の徹底
  - (2) 5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣（躰））の徹底
  - (3) 健康でなければ、仕事ができないことを意識する
    - ・ 健診等で異常があれば、かかりつけ医等を受診し、健康管理に努める
    - ・ 職員自身及びその家族から、体調不良につながる要因を施設に持たさない
  - (4) 朝の打合せ終了時に腰痛・転倒防止対策として、体操を実施する
  - (5) 安全運転を常に意識し、信号のない交差点では二段階停止を行う
  - (6) 歩行者保護を最優先とするゆとりある運転をこころがける
2. サービス提供者としての質の向上
- (1) サービス提供者としての自覚を持つ（接遇する姿勢を養う）
  - (2) ゆとりある支援を心掛ける
  - (3) 内部・外部研修等へ積極的に参加する



## 障害者支援施設 富士清心園

### <基本方針>

1. 一人ひとりの障害特性や身体の状態、年齢等に応じて、活動や生活支援を行う
2. 意思決定支援を軸に、利用者が個々に豊かな生活ができるように支援を行う

### <重点目標及び活動内容>

1. 利用者への支援
  - (1) 日中活動の在り方について、屋外活動と屋内活動の充実を図ると同時に、活動に参加困難な利用者の居場所確保を行う
  - (2) 生活の質向上のための文化活動や余暇活動等について、利用者が興味を持てる題材を提供し、内容の充実を図りながら、参加を促していく
  - (3) 日々の細かな観察と医師との連携により、予見に基づく安全性の高い支援を提供する
  - (4) 個別支援計画の作成、個別面談を実施することにより、利用者・家族の意思決定を組入れ日々の支援にあたる
  - (5) 個別面談を4・5月、10・11月に実施し、説明と同意及びその書面交付を確実にを行う
  - (6) 外出機会の減少により、利用者の生活が単調にならないよう、新たに行事を設け、季節の変化を実感できるような配慮を行う
  - (7) 年間計画

月	行事等	支援関係・外部行事・その他
4月	個別面談（～5月） 花見	個別支援計画説明・確認
5月	創立記念祭	天理教環境整備 事業報告書策定
6月	旅行会 余暇外出・買物外出	
7月	子ども参観日	
8月	季節行事	生活習慣病健診
9月	思いっきり交流会	総合防災訓練
10月	個別面談（～11月） 富士旭出ふれあい祭	個別支援計画説明
11月		福祉施設防災訓練 インフルエンザ予防接種

12月	クリスマス会	
3月	季節行事	次年度事業計画策定

※ 避難訓練を毎月実施

※ 散髪を隔月実施

## 2. 職員の確保と資質向上

### (1) 職員配置の充実（職員配置体制加算Ⅲの取得）

利用者の高齢化、重度化に対応できる人員を確保し、サービス向上に繋げる

(2) サービス提供者として、利用者支援などに関する専門的知識や技術の向上を図るため、外部や内部の研修へ積極的に参加し、スキルアップを図る

(3) 専門性のある資格取得に向け、情報提供を行い支援していく

## 3. 健康管理と安全管理の充実

(1) 新型コロナウイルス感染症対策として、定時の消毒と換気等を継続して行い、可能な限り生活環境を限定し、予防の徹底を図る

(2) 陽性判定者が確認されたことを想定し、日頃から感染症対応の訓練を取入れ、必要な物品の購入、対応方法の検討を行っていく

(3) 午前・午後のバイタルチェックを徹底し、異常の早期発見に努める

(4) 日々の活動に歩行や体操を取入れ、健康の維持、増進を図る

(5) 定期健診、定期通院の結果に迅速に対応する

(6) インフルエンザ予防接種、生活習慣病健診、感染症対策を実施し、健康維持・予防対策の充実に努める

(7) 救急対応に備えて、消防署や協力医療機関との連携を密にしていくと共に誰でも対応できるように、個人フェイスシート（救急説明用）を周知する

(8) 防犯対策として、設置した防犯カメラ・非常用携帯ボタンなどを有効利用すると共に、職員の防犯意識の向上に努める

(9) 事故が発生した際の原因究明を行うのと同時に、ヒヤリハットの分析を徹底し、予見・予防能力の向上に努め、対策を立てていく

(10) 緊急時の行動として、最悪の事態を想定し、初期動作を、素早く、誠意をもって組織的な対応を行うことを心掛ける

(11) 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を身に着け、安全で快適な生活空間を維持するよう努める

## 4. 在宅知的障害者へのサービス提供の充実

(1) 『富士宮市地域生活支援拠点事業』に係る関係機関と連携し、緊急時の短期入所の受入れや、日中活動体験の場を提供していく

(2) 短期入所、日中一時支援利用者の受入れを促進する

(3) 送迎時の車両点検と安全運転に努める

## 5. 食文化の充実

- (1) 利用者等、食事提供サービス業務委託を継続する中で、委託業者との連携を密にし、食事サービスの質の向上を図る
- (2) 外部業者の衛生管理・労務管理等参考となる事項については、法人全体に反映させ、食文化の向上を図る

## 6. 施設整備

改築に向けた取組みを進める

- ① 補助金申請が開始となるため、現状の課題を再度整理し、静岡県や富士宮市に改築の必要性を理解してもらえよう資料を整える
- ② 利用者の生活空間の改善、感染症対策に適した施設づくりを目指し、設計士と協力し設計図の作成を行う
- ③ 改築に向けた財務計画の策定

## 障害者支援施設 富士明成園

### <基本方針>

1. 利用者に「安心と安全」を提供できるように支援していく
2. 「安心と安全」の体制づくり強化を図るため、職員の利用者支援の質の向上と意識の高揚を図る
3. 利用者の特性を考慮した快適な生活環境の構築を行う

### <重点目標>

1. 利用者からの意見を把握するための取組み
  - (1) 昨年度実施した第三者評価にて課題として指摘を受けた点を改善していく
  - (2) 日々の利用者からの相談や意見に対するマニュアルの整備を行う
  - (3) 行事等実施後に利用者アンケートを実施し、利用者満足度の把握と今後の取組みの参考とする
2. 法令遵守の徹底と虐待防止への取組み
  - (1) 権利擁護マニュアルに沿って、職員倫理要綱・行動規範を周知し、日頃の取組みを振り返る機会を持つ
  - (2) 虐待防止の理解と知識・支援技術の向上に努める
    - ① 定期的に「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト」を用い、虐待の予兆や発生に対する気づきを高める
    - ② 権利擁護・虐待防止研修、強度行動障害者支援に関する研修、障害者の特性や支援方法を学ぶ研修へ参加し、支援技術の向上を図る

(3) 職員の状況把握と対応

- ① 職員同士がお互いに、支援方法や不安、悩みに関し、話し合える関係性ができるよう確認していく場を設ける
- ② 管理職は仲裁的な役割に努め、問題に対して必要に応じて解決に向けた方向性を示していく

(4) 外部からの評価・交流

- ① 外部識者による事業所巡回、実習生やボランティアの受入れを積極的に行う
- ② 音感・陶芸活動を継続し、外部講師との関わりを重視する

3. 利用者支援の在り方について

- (1) サービス管理責任者を中心とした個別支援計画の作成とサービス実践のために、各職員間での連携を図る
- (2) 個別面談を4・5月、10・11月に実施し、利用者及びその家族への説明と同意並びにその書面交付を確実にを行う
- (3) 利用者の特性に合わせ、療育グループ・生き生きグループ・自活グループの各活動を行う
- (4) 利用者個々の食事形態と投薬内容の把握に努める
- (5) 音感療法に月4回講師を招き行い、3月の富士明成園納会にて「音感発表会」を実施する
- (6) 季節行事や余暇活動を工夫し、利用者が生活していく上での楽しみを提供
- (7) 年間計画（新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮する）

月	行事等	支援関係・外部行事・その他
4月	花見	個別面談 個別支援計画説明・モニタリング
5月	創立記念祭	天理教環境整備 事業報告書策定
6月	日帰り旅行会 余暇外出・買物外出	生活習慣病健診（～7月）
7月	子ども参観日	ストレスチェック
8月	納涼祭	九州人会環境整備
9月	思いっきり交流会	総合防災訓練
10月	富士旭出ふれあい祭	個別面談 個別支援計画説明・モニタリング
11月		福祉施設防災訓練 インフルエンザ予防接種
12月	クリスマス会	

1月	新年会	
2月	節分祭	
3月	納会	事業報告作成開始 次年度事業計画策定

#### 4. 人員確保と定員の充足

##### (1) 職員配置（職員配置体制加算Ⅱ）

利用者の障害特性も多様化している中で、サービスの質の向上を目指す

##### (2) 利用者の通院件数の増加と、てんかん・行動障害によるマンツーマン通院の必要性が高い状況であり、職員の動きの確認や日課の調整が必要

⇒ 更なる人員確保の必要性

##### (3) 入所利用者定員 50名 現員 45名 ⇒ 定員の充足を目指す

#### 5. 職員の資質向上に向けた取組み

##### (1) サービス提供者として、服務規律を遵守し、さらに専門知識や援助技術の向上を目指し、内部研修や外部研修へ積極的に参加する

##### (2) 生活向上委員会を通じて、清掃の徹底を基本に寮内の整備・工夫を行う

##### (3) 職員資質向上委員会にて自己評価を行い、業務の改善、向上につなげる

##### (4) 援助技術向上委員会にて、施設内研修の企画・実践を行う

##### (5) 内部研修等を通じて、日常の業務マニュアルの見直しを行う

#### 6. 利用者の健康管理について

##### (1) 検温・血圧測定等バイタルチェックを行い、異常の早期発見に努める

##### (2) 異常を感じた場合は、早期の通院を実施し、状況確認を行う

##### (3) 感染症対策を徹底する（定時の消毒・換気、状況に合わせた外出・外泊の自粛等）

##### (4) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施

##### (5) インフルエンザ予防接種（毎年）、生活習慣病健診（隔年）の実施

##### (6) 口腔ケアに努める

#### 7. 職員の健康管理と安全管理対策について

##### (1) 職員自身の健康管理に努め、健診にて再検査等の指示が出た場合は、速やかに受診し、結果を上司に報告する

##### (2) 衛生委員会の内容を衛生委員が職員に周知し、健康管理等の意識向上を図る（ストレスチェック、腰痛予防体操の実施）

##### (3) 感染症予防対策として出退勤時の検温の実施、マスクの着用、手指消毒、うがいの徹底

##### (4) 多目的活動棟を隔離棟として使用し、シミュレーションを通じて、対応方法を周知していく

##### (5) 速やかに報告・連絡・相談をしていく意識を高め、報告を受けた側は、詳

細が把握できる聞取りを行う

- (6) 危機管理の基本事項として、最悪の事態を想定し、初期動作を素早く、誠意を持って組織的な対応を行う

#### 8. 施設整備等

- (1) 多目的活動棟床換気工事の実施
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の購入  
⇒ 非接触型体温計等
- (3) 施設内外の環境改善
  - ① エアコンの一部入替
  - ② 利用者談話コーナー・職員室の照明をLEDへ交換
  - ③ 厨房休憩室の改修
- (4) 介護用品の充実

## <第二種社会福祉事業>

### 福祉サービス事業 サポートセンターあさひで

#### <基本方針>

1. 障害があっても「働きたい」と願う方々へ、働く場の提供と「就職したい」と願う方々に対して就労支援を行う
2. 支援を行うにあたり、業務遂行に必要な自身の健康管理に対する意識を向上させる
3. 就労移行支援事業
  - (1) 就労移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場を探し、就労後の職場定着のための支援を実施
  - (2) 利用者の適性に合わせた個別支援計画の作成
  - (3) 利用者ごとに標準期間（24 か月）内で利用期間を設定した支援の実施
4. 就労継続支援事業（B型）
  - (1) 事業所内・企業にて生産活動の機会を提供
  - (2) 工賃の維持、向上に向けた取組みを行う
  - (3) 就労に必要な知識・能力が高まった利用者については、一般就労等への移行に向けての支援を実施
5. 就労支援における関係機関との連携
  - (1) 富士地区就業促進協議会等において、ハローワークや関係機関並びに企業

等との連携に努める

- (2) 富士宮市障害福祉サービス事業所連絡協議会における福祉的就労部会にて、共通課題を通じて就労支援に対する意識を高めていく

## 6. 地域との関り

- (1) サポートセンターあさひでを地域の福祉資源とし、必要に応じて施設を開放し、地域（宮原区）の方々に情報交換の場として提供する
- (2) 特別支援学校を利用している生徒やその保護者を対象に、サポートセンターあさひでの取組みを理解してもらうため、サポートセンターあさひでの利用者との交流の場を設ける

## <重点目標>

### 1. 安定した工賃の確保

- (1) 令和2年度の目標工賃（13,000円）を上回るための取組み
- (2) 請負作業の提供業者から、信頼が得られるよう生産の質、効率性の向上を目指す
- (3) 法人傘下の各事業所の各種請負事業を展開していく
  - ・ 法人敷地内の環境整備、外トイレ清掃管理、施設内各種清掃業務の受託
- (4) 施設外就労への取組み
  - ・ 富士宮市が管理している墓地の清掃の受託
- (5) 自主生産活動への取組み
  - ① 雑巾の制作
  - ② 蜜蝋を原料とした製品作り（蜜蝋キャンドル等）と、その販売の機会を増やす
- (6) 古紙・アルミ缶回収の継続
  - ① 古紙回収量の増加と回収場所の拡充
  - ② 毎月20日を法人事業所の古紙回収日として定着化

### 2. 個々の利用者ニーズに対応できる支援体制の確立

- (1) 利用者の特性を把握し、利用者間、職員間での信頼関係の構築
- (2) 就労移行支援事業利用者の次年度の対応を視野に入れた取組みを行う
  - ・ 施設外就労、企業実習、トライアル雇用の実施と就労継続支援B型への変更
- (3) サービスの質の向上を目指した取組みを行う
  - ・ 外部・内部研修、就労に関する専門的な研修への参加
  - ・ 関連機関との連携を図る
- (4) 余暇活動について、日帰り旅行や土曜稼働日を利用しての行事の企画等、充実に努める

(5) 健康管理について、感染症対策の徹底、日常の健康管理、安静場所の確保を行う

(6) 年間計画（新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮する）

月	行事等	支援関係・外部行事・その他
4月	花見外出（浅間大社）	個別支援計画説明・確認書 個別面談①（就労移行・就労継続B型）
5月	保護者懇談会 創立記念祭	天理教環境整備 事業報告書策定
6月	福祉スポーツ大会	
7月	子ども参観日 胸部レントゲン	個別面談②（就労移行）
8月	納涼祭	ストレスチェック
9月	思いっきり交流会 日帰り旅行	総合防災訓練
10月	富士旭出ふれあい祭	個別面談③（就労移行・就労継続B型） 障害者就職面接会（富士宮）
11月	地域交流会（仮名） ※特別支援学校生を対象	福祉施設防災訓練 インフルエンザ予防接種
12月	クリスマス会	
1月	就労激励会（就職者招待）	個別面談④（就労移行）
2月		障害者就職面接会（富士）
3月		事業報告作成開始 次年度事業計画策定

※ 随時、企業訪問・企業見学・企業実習・企業面接を実施

※ 個別支援計画・モニタリングは、就労移行3ヵ月毎、継続B型半年毎

※ 随時、実習生（体験）受入れ

3. 就労支援事業所として、一般就労への取組みを継続するとともに、就労移行支援利用者が減少しているが関係機関と連携し、一般就労への夢の実現をサポートセンターあさひでとして応援していく

4. 職員の健康管理意識の高揚

(1) 健康管理の徹底と、不調者の早期発見

(2) 朝礼時、腰痛予防としてラジオ体操の実施

5. 施設整備等

(1) 作業環境の充実（作業機の購入）

(2) 防災物品・備蓄食品の確保



## 共同生活援助事業所 サニーヒル

### <基本方針>

「地域で暮らしたい！」と願う方々に対して、共同住居を提供することで「自分らしく生き生きと生活していく」ための支援を提供する

- (1) あわくらホーム 入居者 男性6名（定員6名）
- (2) 三園平ホーム 入居者 女性4名（定員5名）

### <重点目標>

1. 地域の方々に理解をしていただくための取組み
  - (1) 社会人として、自立した生活ができるように支援する
  - (2) 近隣住民への配慮
  - (3) サービスの質の向上
2. 夜間巡回の実施
  - (1) 利用者の状況と服薬の確認
  - (2) 火気遮断、施錠確認
  - (3) 各施設の支援員が当番月を決めて巡回する（利用者からの相談への対応）
3. 夜間防災（災害）への対応
  - (1) 総合警備保障と契約し、万が一の事態に備える
  - (2) 消防法に基づいた消防設備の設置
4. 個別支援計画に則ったサービス提供の実践
  - (1) サービス管理責任者を中心とした個別支援計画作成と拡充
  - (2) 利用者及びその家族への説明と同意及びその書面交付を確実にを行う
  - (3) 利用者の家庭状況により、富士宮市社会福祉協議会の「日常生活支援事業」を利用し支援にあたる
5. 利用者の健康に配慮する
  - (1) 利用者の健康に配慮し、管理栄養士が作成する献立の食材を業者に依頼
  - (2) 食費に見合った食事内容の提供
6. 体制の維持

今年度も生活支援員を配置し、直接的な支援にあたる

  - (1) 日々、利用者や世話人と対面し、問題の早期発見、早期解決を図る
  - (2) 当直・早番・遅番の勤務体制を継続し、早朝・夜間の利用者状況を把握し、個別支援計画に反映させる
  - (3) 通院・食事注文・小遣い管理・帰省把握の業務を生活支援員が担うことにより、急遽の変更に対して迅速な対応を行う

- (4) 利用者の高齢化への配慮や、清潔な環境を維持するための環境整備を行う
- (5) 生活支援員で対応が難しい点は、管理者・サービス管理責任者・法人でバックアップする
- (6) 日中に支援している事業所や企業とも連絡を密に取り、利用者の状況把握に努める
- (7) 定員の充足に向け、相談事業所との連携を深める
- (8) 感染症対策として、定時の消毒と換気を継続して行い、予防の徹底を図り、利用者の予防に対する意識を向上させる
- (9) 新型コロナウイルス感染症陽性判定者が確認されたことを想定し、必要な物品の購入、対応方法の検討を行う
- (10) 年間計画

月	行事等	支援関係・外部行事・その他
4月	個別面談（～5月）	個別支援計画説明・確認書 事業報告書策定
5月	創立記念祭	
7月		生活習慣病健診
9月		総合防災訓練
10月	個別面談（～11月） 日帰り旅行 富士旭出ふれあい祭	個別支援計画説明
11月		インフルエンザ予防接種
12月	クリスマス会	
3月		次年度事業計画策定

## 7. 生活環境の充実

- (1) 建物の老朽化が顕著な場所の改修を行う
- (2) あわくらホームの外壁塗装の実施
  - ・ 外壁サイディングコーキング部分に劣化が見られ、劣化部分から雨水の侵入、さらには下地まで劣化していることも考えられることから、今後の事業展開も考慮し、外壁塗装（コーキング打直しを含む）のみの修繕を行うか、建物診断を受け、建物全体の劣化状況を把握したうえで、建物全体の修繕をするかを判断していく

## 短期入所事業

### <事業内容>

1. 居宅においてその介護を行う者の疾病、その他の理由により短期入所を必要とする障害者に対し、入浴、排泄または食事等の介護や日常生活上の支援を提供する
2. 富士宮市地域生活支援拠点事業に係る関係機関と連携し、緊急時の短期入所受入れを行うとともに、短期入所の受入れ促進を図る

### <事業所名>

1. 富士厚生園 定員 5 名
2. 富士清心園 定員 3 名
3. 富士明成園 定員 6 名

## 特定相談支援事業所

指定特定相談支援事業所 ふじあさひで

### <事業内容>

指定特定相談事業所では、サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行う

1. サービス利用支援
  - (1) 障害福祉サービスの申請もしくは変更の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容を記載した「サービス等利用計画(案)」を作成する
  - (2) 支給決定もしくは支給決定の変更の決定後に指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する
2. 継続サービス利用支援

モニタリングの期間ごとに、障害福祉サービスの利用状況を検証し、心身の状況、その置かれた環境、サービス利用に関する意向、その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜を供与する

  - (1) 「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整を行う
  - (2) 新たな支給決定もしくは支給決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等に対し、当該申請の勧奨を行う

<事業の対象者>

本法人の障害者支援施設にて、施設入所支援サービスの提供を受けている利用者

- (1) 富士厚生園 39名 定員40名
- (2) 富士清心園 39名 定員40名
- (3) 富士明成園 45名 定員50名

<公益事業>

地域生活支援事業

日中一時支援事業

<事業内容>

富士宮市・富士市の委託を受け、在宅の障害者等に対し、日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施する

<事業所名>

- 1. 富士厚生園 定員3名
- 2. 富士清心園 定員3名
- 3. 富士明成園 定員6名
- 4. サポートセンターあさひで 定員5名